

居宅訪問型認可外保育施設 設置者様

こども青少年局保育・教育運営課担当課長

## 令和 6 年度認可外保育施設運営状況報告書の提出について（依頼）

平素より、横浜市保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。

毎年、児童福祉法第 59 条の 2 の 5 に基づき、各認可外保育施設の運営状況について報告書を御提出いただいております。令和 6 年度についても、以下のとおり御提出いただきますよう、お願いいたします。

### 1 対象施設

令和 6 年 3 月 31 日以前に事業開始した全ての認可外保育施設

### 2 提出期限

令和 6 年 5 月 17 日（金）

### 3 提出方法

原則、横浜市電子申請・届出システムより回答してください。

電子申請での提出が困難な場合は、下記 HP より用紙をダウンロードし、別添の提出票を添付のうえ、事業所が所在する（またはお住いの）区役所こども家庭支援課に郵送にて提出をお願いします。

【横浜市 HP：認可外保育施設を開設されている方へ（居宅訪問型の開設をお考えの方へ）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-voji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-kyotaku.html>

### 4 提出フォーム URL

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fc3c4e45-ac96-4056-ad73-b0ddd656019e/start>

【二次元コード】



裏面あり

## 5 報告時点

特段の指定がない限り、令和6年4月1日時点の状況で回答してください。

## 6 その他

- (1) 電子申請・届出システムの操作方法は、別添資料を確認してください。
- (2) 添付資料についても、原則電子申請にて提出してください。万が一、アップロードが困難な場合には、別添の提出票を添付のうえ、事業所が所在する（またはお住いの）区役所子ども家庭支援課に郵送にて御提出ください。
- (3) 現時点で事業を実施していない場合は、添付の「認可外保育施設[休止・廃止]届出書」を事業所が所在する（またはお住いの）区役所子ども家庭支援課に御提出ください。その場合、運営状況報告書の提出は不要です。

## 7 問合せ先

- (1) 横浜市電子・届出申請システムについて  
横浜市電子・届出申請システムサポートセンター  
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b7977f0-9301-4ddb-b712-181c2396de01/start>
- (2) 運営状況報告の内容、添付書類について  
施設が所在する区役所子ども家庭支援課

鶴見区	510-1816	保土ヶ谷区	334-6397	青葉区	978-2428
神奈川区	411-7046	旭区	954-6173	都筑区	948-2472
西区	320-8472	磯子区	750-2435	戸塚区	866-8485
中区	224-8189	金沢区	788-7785	栄区	894-8463
南区	341 - 1149	港北区	540-2280	泉区	800-2413
港南区	847-8498	緑区	930-2331	瀬谷区	367-5782

## 8 添付資料

- (1) 横浜市電子申請・届出システム操作方法
- (2) 郵送用提出票
- (3) 認可外保育施設[休止・廃止]届出書

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課  
認可外保育施設担当

[TEL:045-671-3564](tel:045-671-3564) / [MAIL:kd-ninkagai@city.yokohama.jp](mailto:kd-ninkagai@city.yokohama.jp)